

議案第2号

横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則制定について
横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則を次のように定める。

令和3年2月4日提出

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則

(設置)

第1条 横須賀市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の事務処理体制を整備することにより、学校に係る事務の効率化、標準化等を図り、もって学校教育の充実並びに学校の事務職員の資質及び能力の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4第1項の規定に基づき、設置校に共同学校事務室を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同学校事務室 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に規定する共同学校事務室をいう。
- (2) 構成校 別表に掲げる地域ごとに学校に係る事務を共同処理する学校として同表に掲げるとおり指定する学校をいう。
- (3) 設置校 構成校に係る事務を共同処理する共同学校事務室を置く学校として教育委員会が定める学校をいう。

(設置校長)

第3条 設置校の校長（以下「設置校長」という。）は、共同学校事務室の運営に係る事務を総括管理する。

(室長等)

第4条 共同学校事務室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、構成校の事務主幹及び総括事務主査のうちから教育委員会が任命する。ただし、これらの者のうちから任命することが困難であるときその他特別の事情があるときは、これらの者以外の事務職員のうちから任命することができる。
- 3 室員は、構成校の事務職員のうちから教育委員会が任命する。
- 4 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるほか、室員を監督し、並びに

設置校長及び構成校の校長との連絡調整を行う。

(共同処理を行う事務)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号。以下この条において「政令」という。）第7条の2第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文書管理及び調査統計に関する事務
- (2) 児童及び生徒の就学に関する事務
- (3) 教職員の人事に関する事務
- (4) 予算執行の財務に関する事務（政令第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を除く。）
- (5) 学校の施設及び設備に関する事務
- (6) 教職員の福利厚生に関する事務
- (7) 学校事務の指導助言に関する事務
- (8) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関する事務
- (9) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認める事務

(協議会)

第6条 教育委員会に共同学校事務室の運営の適正化及び地域間の連携を図るため、各地域の設置校長、室長及び教育委員会事務局の職員のうち教育長が指名する者を構成員として組織する学校事務推進協議会を置く。

2 学校事務推進協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地 域	構 成 校	
	小 学 校	中学校及び特別支援学校
追 浜	横須賀市立追浜小学校 横須賀市立夏島小学校 横須賀市立浦郷小学校 横須賀市立鷹取小学校 横須賀市立船越小学校 横須賀市立田浦小学校 横須賀市立長浦小学校	横須賀市立追浜中学校 横須賀市立鷹取中学校 横須賀市立田浦中学校
不入斗及び池上	横須賀市立逸見小学校 横須賀市立沢山小学校 横須賀市立桜小学校 横 須賀市立汐入小学校 横 須賀市立豊島小学校 横 須賀市立鶴久保小学校 横須賀市立池上小学校	横須賀市立坂本中学校 横須賀市立不入斗中学校 横須賀市立池上中学校
衣 笠	横須賀市立城北小学校 横須賀市立衣笠小学校 横須賀市立大矢部小学校 横須賀市立森崎小学校	横須賀市立衣笠中学校 横須賀市立大矢部中学校 横須賀市立ろう学校
中央及び大津	横須賀市立諏訪小学校 横須賀市立田戸小学校 横須賀市立山崎小学校 横須賀市立公郷小学校 横須賀市立大津小学校 横須賀市立根岸小学校	横須賀市立常葉中学校 横須賀市立公郷中学校 横須賀市立大津中学校

浦賀	<p>横須賀市立走水小学校 横須賀市立馬堀小学校 横須賀市立望洋小学校 横須賀市立大塚台小学校 横須賀市立浦賀小学校 横須賀市立小原台小学校 横須賀市立鴨居小学校 横須賀市立高坂小学校</p>	<p>横須賀市立馬堀中学校 横須賀市立浦賀中学校 横須賀市立鴨居中学校</p>
久里浜	<p>横須賀市立岩戸小学校 横須賀市立久里浜小学校 横須賀市立明浜小学校 横須賀市立神明小学校</p>	<p>横須賀市立岩戸中学校 横須賀市立久里浜中学校 横須賀市立神明中学校 横須賀市立養護学校</p>
北下浦	<p>横須賀市立栗田小学校 横須賀市立野比小学校 横須賀市立野比東小学校 横須賀市立北下浦小学校 横須賀市立津久井小学校</p>	<p>横須賀市立野比中学校 横須賀市立北下浦中学校 横須賀市立長沢中学校</p>
西	<p>横須賀市立長井小学校 横須賀市立富士見小学校 横須賀市立武山小学校 横須賀市立荻野小学校 横須賀市立大楠小学校</p>	<p>横須賀市立長井中学校 横須賀市立武山中学校 横須賀市立大楠中学校</p>

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により制度化された、共同学校事務室の設置を行うため、この規則を制定する。